

～ 生鮮食品の栄養成分表示 Q&A ～

Q 1

栄養成分の含有量に特徴のある品種について、「栄養表示基準」に定められたルールに準じた表示を行うためには、どのような表示が必要となりますか？

Answer

「〇〇成分を□□mg含有」などの表示のほかに、その生鮮食品が販売される状態における可食部分の100g又は1食分、1包装その他の1単位あたりのたんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量及び熱量並びに表示しようとする栄養成分の含有量を、容器包装の見やすい場所又は当該食品に添付する文書に表示する必要があります(その他「栄養表示基準」に準じます)。

栄養成分表示 (100g当たり)	
熱量	73kcal
たんぱく質	1.0g
脂質	1～3g
炭水化物	13.5g
ナトリウム	6mg
ビタミンC	34～124mg

Q 2

栄養成分の含有量にばらつきがある場合は、どのように表示することになりますか？

Answer

栄養成分の含有量及び熱量の表示については、一定値での記載か、下限値及び上限値の幅で記載されることになっています。従って、ばらつきが大きく、一定値で記載するだけの品質管理を行うことが困難な場合は、下限値と上限値による記載、例えば「ビタミンC 34～124mg」と記載できます。しかしながら、科学的な根拠もなく広範囲で幅を表示する場合は、適切な情報提供になるどころか、かえって誤認を与えてしまうおそれもあるため、表示を行う場合には、このような表示とならないよう品質管理に努め、根拠に基づいた適正な表示を行う必要があります。

Q 3

みかんのように元々ビタミンCを多く含んでいる食品について、強調表示をすることは可能ですか？

Answer

その食品本来の一般的な性質として当該栄養成分を多く含んでいるような場合には、強調表示を行うことは可能です。しかしながら、単に「高ビタミンCみかん」などと表示すると、そのみかんが他のみかんよりビタミンCが多いと誤認を与えるおそれがあります。従って、「みかんはビタミンCが豊富な食品です」というように、みかん全体が高ビタミンC食品であることを表した表示にする必要があります。

Q 4

生鮮食品の栄養成分の含有量を確保するための栽培方法は、どこに聞けばわかりますか？

Answer

栄養成分に関する特徴を持つ品種については、その品種を育成した試験研究機関などが品種特性が適切に現れるようにするための栽培管理方法などを取りまとめている場合がありますので、その品種の育成機関におたずね下さい。

(このパンフレットに関するお問い合わせ先)

○ 健康増進法に基づく栄養成分表示、虚偽誇大表示の禁止などについて

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 新開発食品保健対策室 (代表:03-5253-1111)

○ JAS法に基づく生鮮食品の表示について

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 (代表:03-3502-8111)

○ 生産技術や支援策について

農林水産省 生産局 生産技術課 (代表:03-3502-8111)

※ このパンフレットは順次更新し、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/>)、農林水産省HP(<http://www.maff.go.jp/>)に掲載する予定です。